

茨城工業高等専門学校学生健康センター規則

〔平成14年4月1日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、学生健康センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学生の心身の健康維持及び向上を図るとともに、健全な学生生活のための援助を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の定期健康診断、応急処置等学生の健康に関すること。
- (2) 学生の心身上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- (3) 学生生活上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- (4) 学生の保健教育に関すること。
- (5) 保健室及び学生相談室の管理運営に関すること。
- (6) その他学生の心身の健康に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 看護師
 - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。
- 3 センターに、専門のカウンセラーを置くものとする。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第2号から第4号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 前2項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 第4条第1項第3号から第4号の職員は、センターの業務を処理する。

(事務)

第7条 センターの事務は、学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校学生相談室規則（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校学生健康センター会議規則（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月9日から施行する。